

社労士 NEWS>>>

>>> 2025.1 Vol.170

発行 >>>

社会保険労務士法人ワークデザイン URL : <https://www.waku-wakujinji.com>
〒939-8084 富山市西中野町 2 丁目 15-30 ミノワビル 2 階
Tel 076-413-3541 Fax 076-413-3542 Mail info@waku-wakujinji.com

- CONTENTS >>>
1. 高齢者 > 高齢労働者の労働災害
 2. 社会保険 > マイナ保険証に関する企業の対応

1. 高齢者

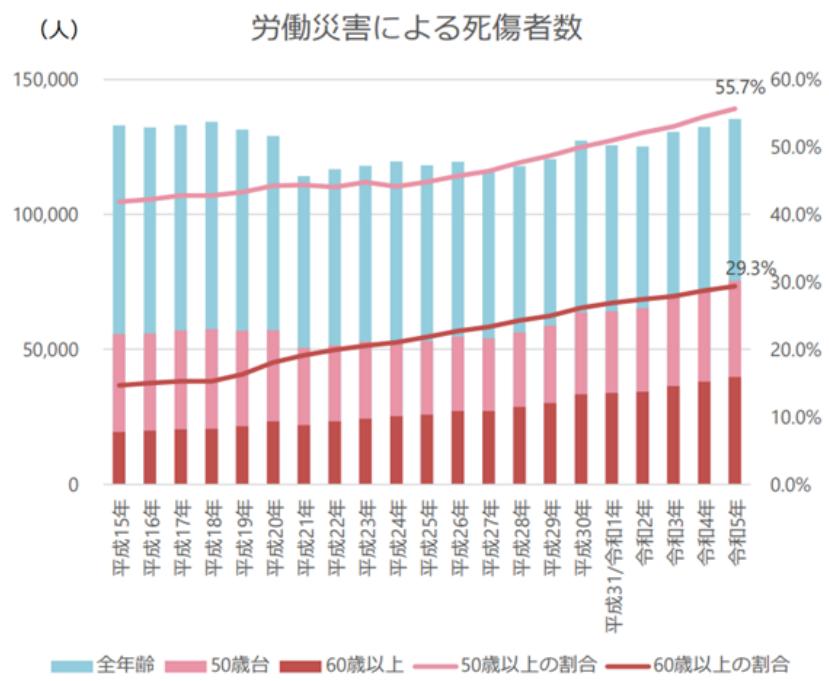
高齢労働者の労働災害

人手不足に悩む多くの企業で、キャリア豊富な高齢者の働きに期待をかけていることと思います。他方、高齢労働者の増加に比例して、高齢労働者の労働災害が業種を問わず増えています。本稿では、高齢者の労働災害の状況と、政府の安全衛生対策の動向についてお伝えします。

1. 労災被害者の3割は60歳以上

厚生労働省の調査によると、令和5年に労働災害で死亡、または4日以上休業した人は計135,371人で、

このうち60歳以上が29.3%の39,702人に上っています。60歳以上の死傷者数は、右肩上がりで増えています。



※厚生労働省「高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

背景には、労働者数に占める60歳以上の割合が高まってきたことと、加齢によって身体機能が低下し、事故を起こしやすいことがあります。

高齢者が被災しやすい労働災害は、「墜落・転落」

と「転倒」です。「墜落・転落」は、建設業だけでなく、小売業、社会福祉施設、飲食店、医療保険業、金融業、教育・研究業、製造業、陸上貨物運送業のいずれも、加齢に応じ発生率が上昇する傾向があります。

「転倒」も、業種に関わらず、おおむね同じ傾向が見られます。

また、労働災害による休業の見込み期間も、年齢が上がるにしたがって長期化する傾向があります。

2. 低調な企業の対策

高齢者の労働災害を防ぐため、政府は令和2年3月に

「エイジフレンドリーガイドライン」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を定めました。ガイドラインでは、身体機能の低下を補う設備・装置導入などの職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況把握と対応などを企業に呼び掛けています。しかし、令和5年の調査では、「対策に取り組んでいる」と答えた事業所が19.3%にとどまっています。

| 60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所 | 「エイジフレンドリーガイドライン」）を知っている | 高年齢労働者に対す労働災害防止対策に取り組んでいる | 高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明 | 身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施 | 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 | 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理 | 労働災害防止を目的とした体力チェックの実施 | 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 | 高年齢労働者の特性に応じた教育 | その他 |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|------|
| 77.7% | 23.1% | 19.3% | 20.3% | 29.4% | 25.2 % | 56.5% | 10.3% | 45.9% | 27.7% | 1.4% |

※厚生労働省「高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3） 第170回安全衛生分科会資料」より

取り組みが低調な現状を受け、厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会では令和6年度、高齢者の労働災害防止対策の強化について、議論が重ねられています。11月22日に出された報告案では、「高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である」という内容が盛り込まれました。

政府は今後、労働安全衛生法の改正などを通じて、企業により強く取り組みを促すことになりそうです。

3. さいごに

厚生労働省サイトでは、高年齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレットが公表されています。転倒・腰痛予防を図る体操、高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト、企業の取り組み事例等の情報が発信されており、取り組みを進める際には、ご参考になさるとよいでしょう。

また、弊所でも高齢者が働きやすい職場環境づくりについて相談にのっています。いつでもお声がけください。

2. 社会保険

マイナ保険証に関する企業の対応

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うルールがスタートしました。これに伴い日本年金機構では、企業が提出する「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」の様式を変更しました。全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している企業は、これらの届出の際、注意が必要です。本稿では、様式の変更点などを説明します。

1. 資格確認書

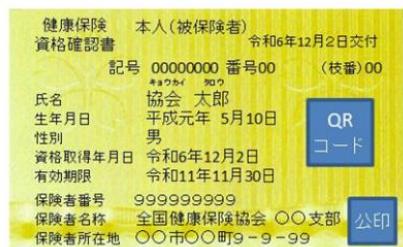
マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際に、マイナ保険証を使うことが原則となったことに伴い、企業が行う社会保険の手続きが、少し変わりました。

企業の担当者は、社員が入社した時には「被保険者資格取得届」、従業員に赤ちゃんが生まれるなどして被扶養者が生じた時には「被扶養者（異動）届」を年金事務所に提出します。そうすると、これまでには、協会けんぽに加入している企業に対し健康保険証が送られてきました。しかし、現在、健康保険証は送られません。

ただ、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証として利用登録していない方に配慮して、協会けんぽが希望者に「資格確認書」を発行しています。資格確認書があれば、マイナンバーカードがなくても、保険適用で医療機関や薬局を利用できます。

資格確認書は次の図のよう、従来の健康保険証と同じプラスティック製のカードで、色は黄色です。有効期間は、最大で5年となっています。



※全国健康保険協会「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する制度説明資料（令和6年5月）」より

2. 発行要否欄

資格確認書の導入に伴って、下図のように、「被保

「障害者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」に、資格確認書の発行要否欄が設けられました。

企業の担当者が、資格確認書の発行が必要かどうかを聞いて、必要であれば、発行要否欄のチェックボックスにチェックを入れます。そうすると、協会けんぽから企業に資格確認書が送られてくるので、従業員に渡してください。

企業は、原則として、新しい届出書を使って手続きを行うことになりますが、やむをえず旧届出書を使う場合には、備考欄に「資格確認書要」と書いて提出してください。なお、旧届出書は、令和7年2月28日まで受付を終了する予定です。

資格確認書が必要であるにもかかわらず、発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合でも、協会けんぽが調査して資格確認書を発行してくれます。ただし、発行まで2ヶ月程度かかるので、注意してください。

また、すでに被保険者、被扶養者となっている人が資格確認書を必要とする場合には、協会けんぽに直接、資格確認書交付申請書を提出すれば、発行してもらえます。

被保險者資格取得屆

被扶養者（異動）届

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|----------------|-------------|--|
| 第3種被扶養者に関する記入欄 | | | | | | | | | | | | |
| ① 氏名 | 第3種被扶養者に関する記入欄 | | | 年月日 | | | ② 生年月日 | ③ 年月日 | ④ 年月日 | ⑤ 年月日 | ⑥ 外国籍 | |
| (姓) | (生年月日) | | | (出生年月日) | | | (出生年月日) | (出生年月日) | (出生年月日) | (出生年月日) | (出生年月日) | |
| (名) | (性別) | | | (性別) | | | (性別) | (性別) | (性別) | (性別) | (性別) | |
| ⑦ 住所 | 第2種被扶養者に関する記入欄 | | | 第2種被扶養者に関する記入欄 | | | 第2種被扶養者に関する記入欄 | | | 第2種被扶養者に関する記入欄 | | |
| 1. 郡町村 | 2. 町丁 | | | 3. 延べ戸数 | | | 4. 計収入額 | | | 5. 計支費 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 職業 | ⑨ 理由 | ⑩ 年 | ⑪ 月 | ⑫ 理由 | ⑬ 年 | ⑭ 月 | ⑮ 理由 | ⑯ 年 | ⑰ 月 | ⑱ 理由 | ⑲ 年 | |
| (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | (就業・就学等の状況) | |
| ⑳ 資格確認書発行要否 | <input type="checkbox"/> 発行が必要 | | | | | | | | | | | |

※日本年金機構の様式から抜粋

3. さいごに

現在持っている協会けんぽ発行の健康保険証も、最長で令和7年12月1日まで使うことができます。従業員には、早めに、マイナンバーカードを健康保険証とし

て利用登録するよう促すとよいでしょう。マイナ保険証についてわからないことがあれば、弊所に気軽にお問い合わせください。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「マイナ保険証に関する企業の対応」に関連する豆知識をお伝えします。

Q. 従業員が退職した場合はどのような取り扱いになりますか？

A. 令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。資格確認書については、有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

